

弊協会発行の書籍の一部に誤りがございました。

ここに謹んでお詫びを申し上げますとともに、下記のように訂正いたします。

● 対象書籍情報：

書籍名：ホテル・マネジメント 教本 2025年度版

著者名：一般社団法人日本宿泊産業マネジメント技能協会

2025 年 3 月 11 日第一版発行

2025 年 3 月 17 日オンデマンド版発行

● 訂正内容

正誤表		
ページ番号	誤	正
P8 最終段落	宴会場かなり、	宴会場からなり、
P9 段落 2	と呼ばれていたが、	と呼んでいたが、
P12 段落 1	東急ハーベスト	東急ハーベストクラブ
P22 段落 3	運航	運行
P25 段落 4	導線の面積	動線に面積
P26 段落 1	宴会場場合、	宴会場の場合、
P27 最終段落	正社員にて	正社員として
P30 段落 2	、ストラン	、レストラン
P30 段落 2	清掃業者と	清掃業者を
P30 段落 2	内製化する等する	内製化等する
P41 段落 3	資金の持ち出しなして	資金の持ち出しなしで
P52 段落 3	所有してようが、	所有していようが、
P52 段落 3	運営委託しようが、	運営委託していようが、
P59 表4－⑤	稼働率（OCC）	客室単価（ADR）
P59 表4－⑤	客室単価（ADR）	稼働率（OCC）
P71 段落 2	浴場の湯の取り換えるように…	必要な浴場の湯の取り換えを…
P84 2) ②	必要な協力を求めることができることができることが規定されていた…	必要な協力を求めることができることが規定されていた
P85 段落2	サービスレベルが保証するため…	サービスレベルを保証するため…
P88 6. 1)	…（旅館業法5条、モデル宿泊約5条）。	…（旅館業法5条、モデル宿泊約款5条）。
P89 b)	モデル宿泊約款に定める以下の10の事由に該当する場合には、なお、宿泊業者が第5条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、宿泊契約の申込みをした者は宿泊業者に対して、その理由の説明を求めることができる（法5条の2）。	モデル宿泊約款5条に定める以下の10の事由に該当するとして、宿泊業者が宿泊契約の締結に応じない場合、宿泊契約の申込みをした者は宿泊業者に対して、その理由の説明を求めることができる（モデル宿泊約款5条の2）。
P94 2) 段落 2	他の宿泊施設のあっ旋できないときは…	他の宿泊施設をあっ旋できないときは…

以上